

# 青森県報

号外第十七号

令和八年  
三月十八日  
(水曜日)

## 目次

### 公 告

○建設業者の許可の取消し……………	(中)南(北)土(水)備(務)所……………	…	一
○右……………	(同)……………	…	一
○右……………	(同)……………	…	二
○右……………	(三)八(北)土(水)備(務)所……………	…	二
○右……………	(同)……………	…	二
○右……………	(西)北(北)土(水)備(務)所……………	…	三
○右……………	(同)……………	…	三
公安委員会			
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(初心者)	(生)活(安)全(画)課……………	…	三
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(経験者)	(同)……………	…	四
○クロスボウの取扱いに関する講習会の開催(初心者)	(同)……………	…	五
○クロスボウの取扱いに関する講習会の開催(経験者)	(同)……………	…	六
○空気銃の年少射撃資格の認定に関する講習会の開催(年少射撃資格者)	(同)……………	…	六

## 公 告

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 三共建設株式会社
  - 二 代表者の氏名 三浦栄子
  - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字西城北二丁目三の五
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第八九二六号
  - 五 取消年月日 令和八年一月七日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実  
令和七年十二月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。
- ~~~~~
- ### 建設業者の許可の取消し
- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 令和八年三月十八日
- 青森県知事 宮 下 宗一郎
- 一 商号又は名称 有限会社みちのく安全
  - 二 代表者の氏名 佐藤宏
  - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字撫牛子二丁目九の三
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一三九五三号

- 五 取消年月日 令和七年十二月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 中村弘前株式会社
- 二 代表者の氏名 櫻田正明
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字清野袋五丁目三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第二〇〇一四四号
- 五 取消年月日 令和八年一月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和七年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 建築工房 相内
- 二 氏名 相内光則
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字湊町字館鼻二五の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第三〇〇七四一号
- 五 取消年月日 令和七年十二月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年十一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社山樹
- 二 代表者の氏名 沼山一広
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市東白山台三丁目二一の二七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第三〇〇八二八号
- 五 取消年月日 令和七年十二月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和七年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 佐々木建設
- 二 氏名 佐々木千隆
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市車力町花林七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一五七六六号
- 五 取消年月日 令和八年一月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和七年十二月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社アルスタ土木
- 二 代表者の氏名 神幸恵

- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字板柳字土井一一八の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第四〇〇五一一号
- 五 取消年月日 令和七年十二月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和七年十一月二十日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十一条第二項の規定により公表する。

令和八年三月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
年 月 日 講 習 時 間 令和八年 六月二十日 午前九時から午後 六時まで	青森市大字荒川字藤戸一九の七 青森県総合社会教育センター

六月二十五日	〃	八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センター
八月二十六日	〃	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
十一月十一日	〃	八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センター
令和九年 二月十八日	〃	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター

二 講習科目

1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添えて提出すること）。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十一条第二項の規定により公表する。

令和八年三月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

講習会の日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	開 催 場 所
令和八年 四月十六日	午後一時から午後 四時まで	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署
五月十四日	〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
五月二十六日	〃	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の三 三戸警察署
六月二十四日	〃	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
七月四日	午前九時から正午 まで	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
七月九日	午後一時から午後 四時まで	むつ市中央一丁目一九の一 むつ警察署
七月十六日	〃	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
七月二十三日	〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
八月二十日	〃	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の四 〇七 五戸町ひばり野スポーツ交流センター
九月十日	〃	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署
九月二十六日	午前九時から正午 まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
十月六日	午後一時から午後 四時まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 鰺ヶ沢警察署

十月二十四日	午前九時から正午まで	八戸市大字売市字興遊下三八戸市スポーツ研修センター
十一月十日	午後一時から午後四時まで	八戸市大字売市字興遊下三八戸市スポーツ研修センター
十二月十日	〃	上北郡七戸町字大沢五七の四九七戸警察署
令和九年一月十四日	〃	青森市大字荒川字藤戸一九の七青森県総合社会教育センター
二月四日	〃	十和田市西六番町一の四一十和田警察署
三月十一日	〃	五所川原市字栄町六の一五所川原警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
  - 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格  
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者
- 四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

青森県公安委員会告示第三十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三の二第一項の規定により、クロスボウの所持の許可を受けようとする者に対するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十四条第二項の規定により公表する。

令和八年三月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所	
		年 月 日
令和八年七月十七日	午前九時から午後六時まで	八戸市城下一丁目一六の二五八戸警察署
九月一日	〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二弘前警察署
十月二十九日	〃	青森市安方二丁目一五の九青森警察署

二 講習科目

- 1 クロスボウの所持に関する法令
  - 2 クロスボウの使用、保管等の取扱い
- 三 受講者の資格  
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、クロスボウの所持の許可を受けようとする者
- 四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

と。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三の二第一項の規定により、クロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者に対するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十四条第二項の規定により公表する。

令和八年三月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	講 習 時 間	開 催 場 所
令和八年 十一月十九日	午後一時から午後 四時まで	青森市安方二丁目十五の九 青森警察署	

二 講習科目

1 クロスボウの所持に関する法令

2 クロスボウの使用、保管等の取扱い

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、クロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した

もの）を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

青森県公安委員会告示第四十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、空気銃の年少射撃資格の認定を受けようとする者に対する空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第三十六条第一項の規定により公表する。

令和八年三月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	講 習 時 間	開 催 場 所
令和八年 五月二十三日	午前九時から午後 六時まで	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター	

二 講習科目

1 空気銃の所持に関する法令

2 空気銃の使用、保管等の取扱い

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、空気銃の年少射撃資格の認定を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所を管轄する警察

署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭